

学校法人に寄附をした場合の税制優遇について

個人が学校法人に対して寄附をした場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行うことによって、**一定額の控除を受けることができます。**

寄附金控除に係る制度は「**所得控除**」と「**税額控除**」の2種類があり、**寄附者の所得額や寄附金額によって控除できる金額が異なります。**

所得控除

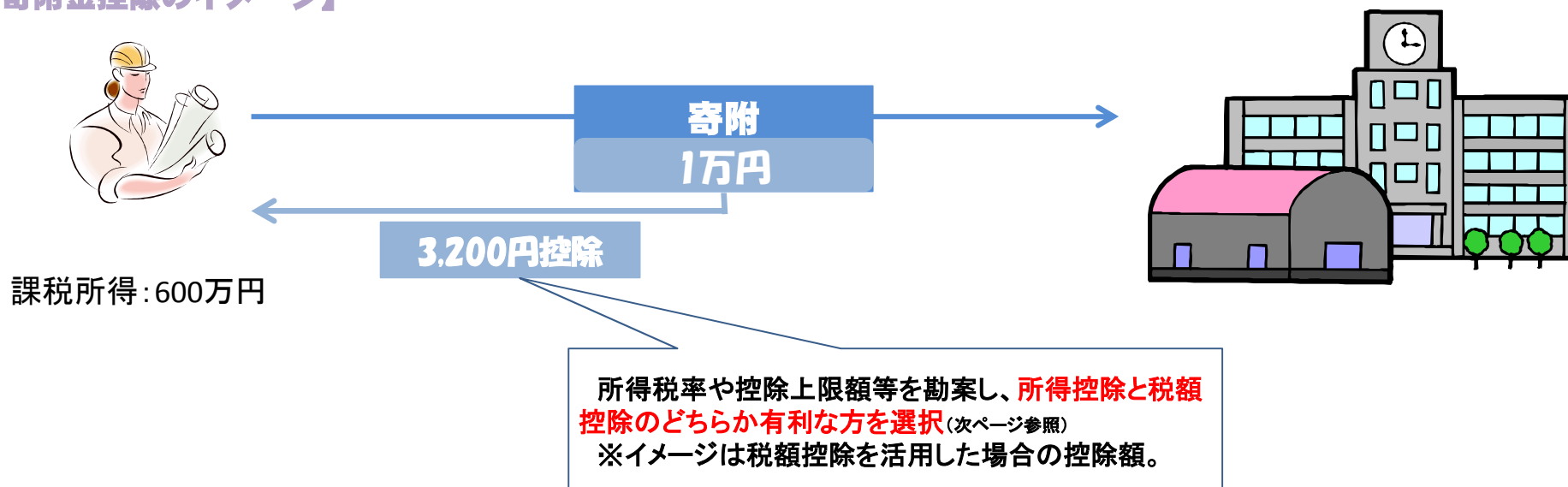
個人の所得税額の計算において、**年間の所得金額から寄附金額－2千円を控除。**

税額控除

個人の**所得税額から(寄附金額－2千円)×40%**を直接控除。

※所得税額の計算式 (年間の所得金額－各種控除額(寄附金控除含む))×所得税率＝所得税額

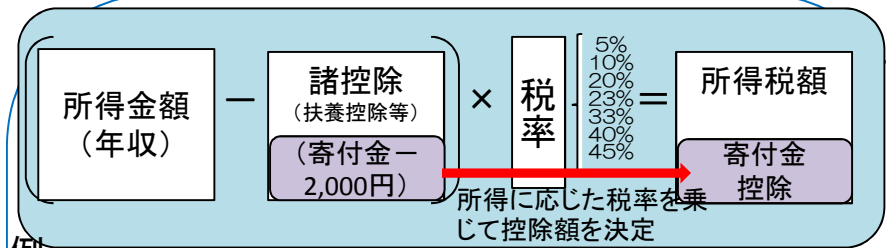
【寄附金控除のイメージ】



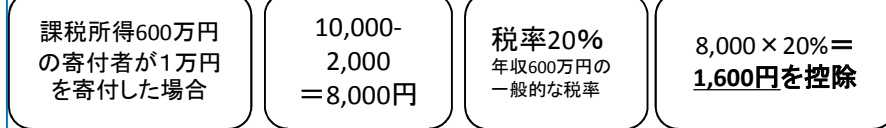
所得控除と税額控除の違い

◇所得控除

各寄附者の所得に応じた**税率を寄付金額に乗じて、控除額を決定。**



例

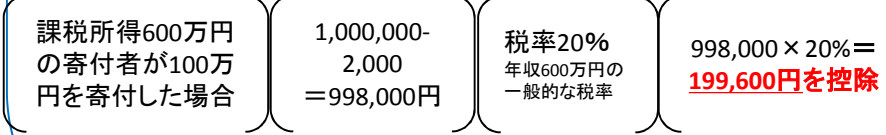


所得税率が高くない場合は、税額控除を選択した方が控除割合が高く、有利な場合が多い。

【控除限度額】

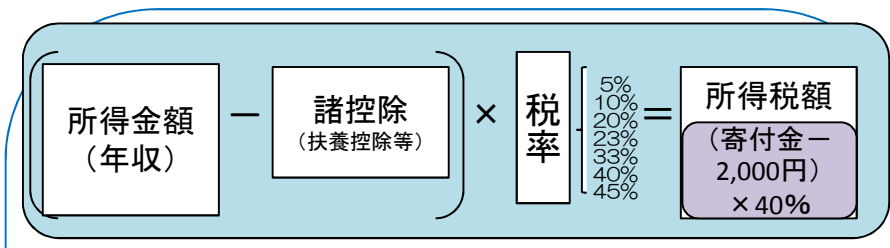
寄附金支出額が、**総所得金額等の40%**に相当する金額を超える場合には、**40%に相当する額。**

例



◇税額控除

各寄附者の**所得税率に関係なく、所得税額から直接寄付金額の約4割を控除。**



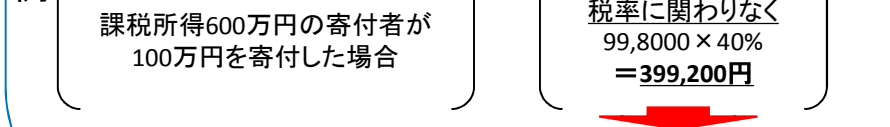
例



【控除限度額】

控除対象額は、**所得税額の25%を限度。**

例

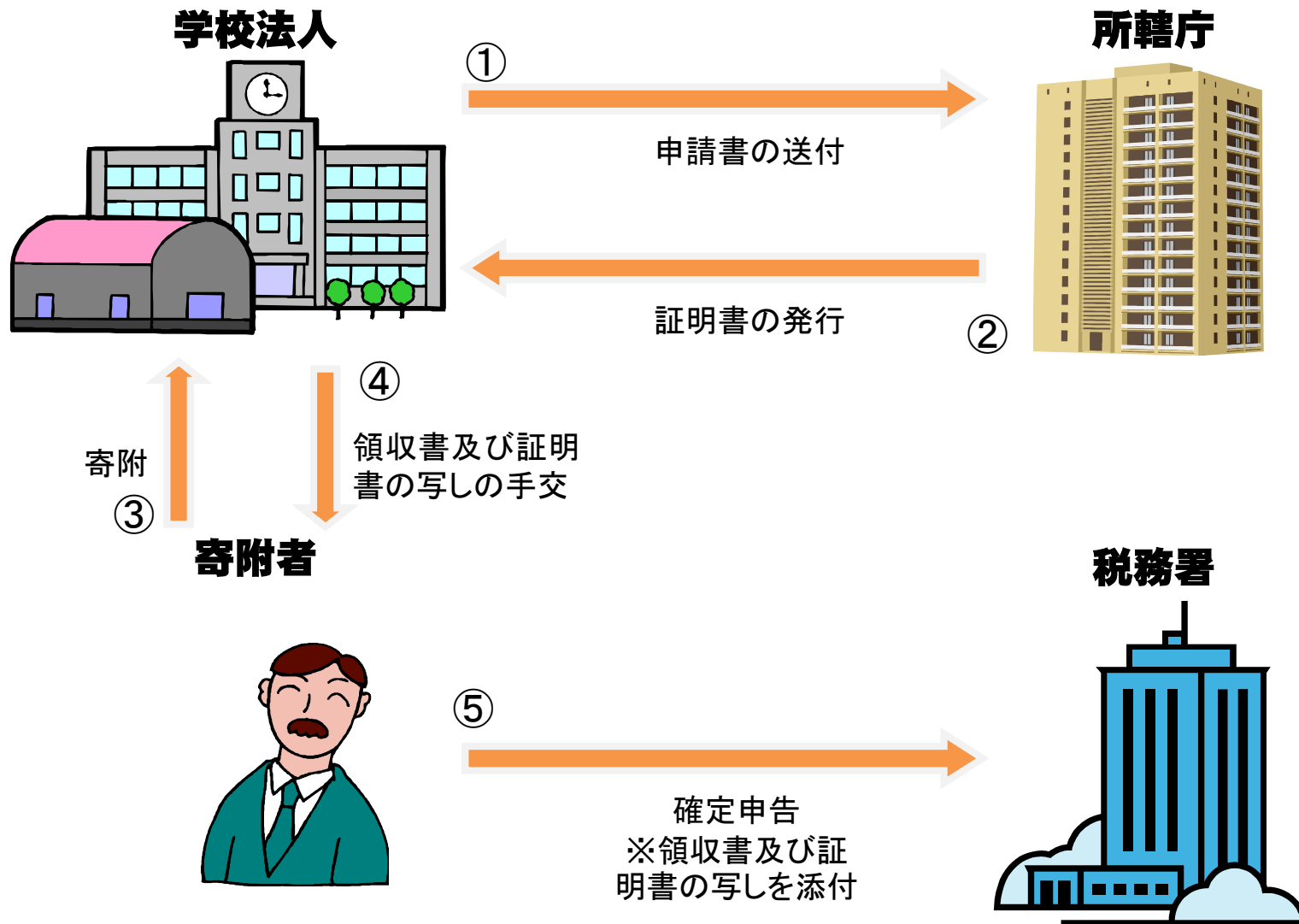


ただし、控除の上限に達してしまうため、実際には**193,125円**が控除限度額

高額な寄附を行う場合は、税額控除の控除上限額に達してしまうため、所得控除を活用した方が有利な場合が多い。

寄附金控除の流れ（イメージ）

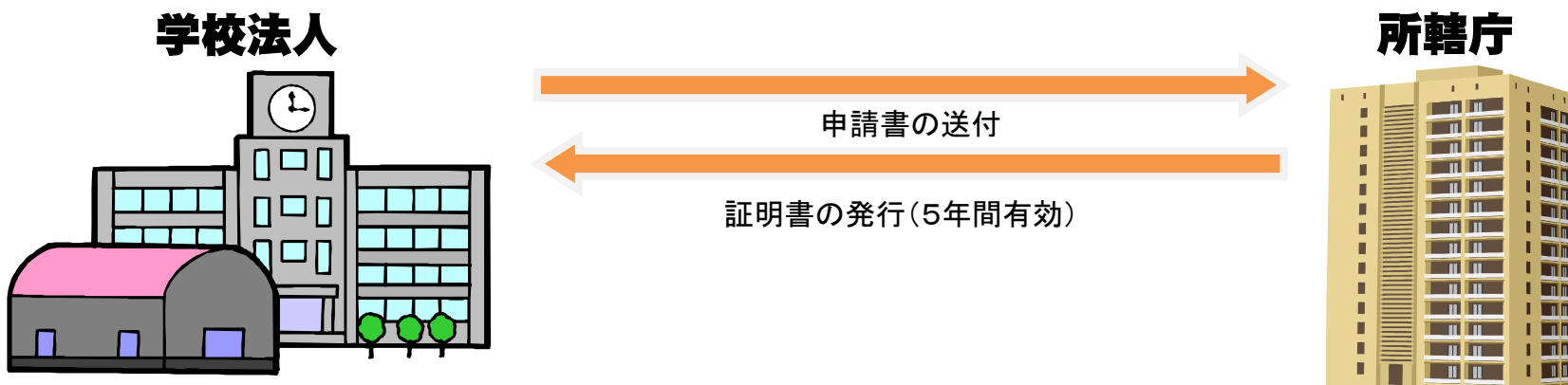
個人が学校法人に対して寄附をした場合に、寄附金控除を受けるための流れは以下のとおりです。



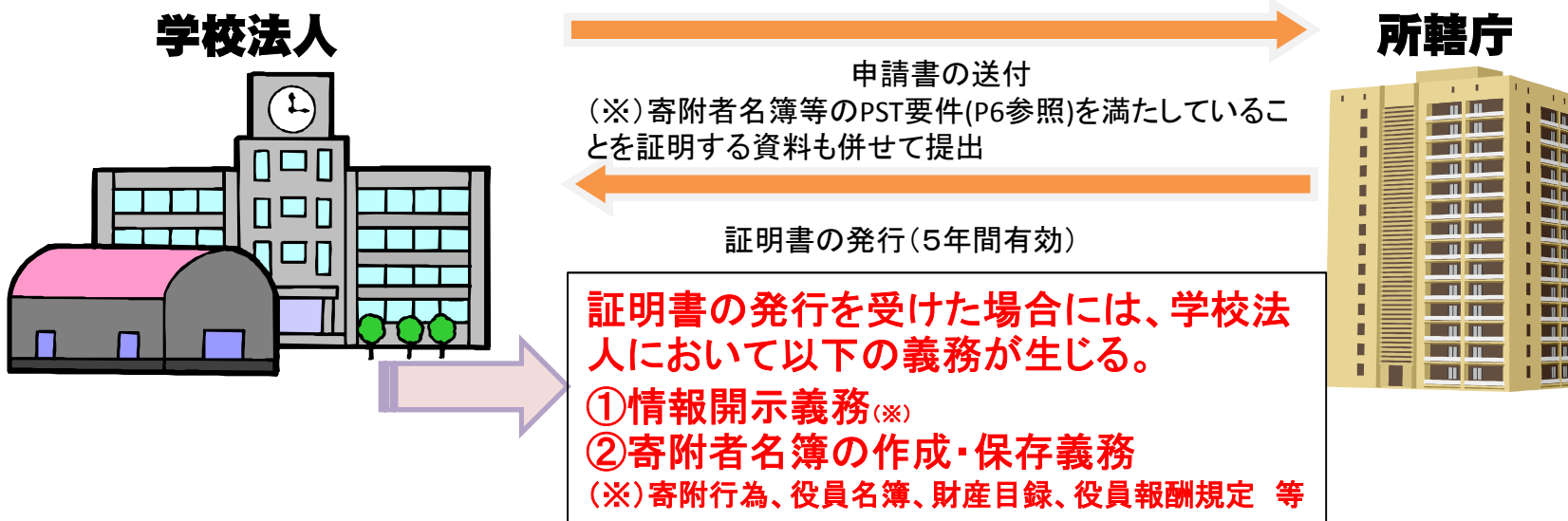
寄附金控除の活用するために学校法人に必要な手続き

個人が学校法人に対して寄附をした場合に、**寄附金控除を受けるためには**、確定申告の際に、学校法人からの領収書及び**当該学校法人が寄附金控除の対象法人であることの証明書**の写しが必要となります。
所得控除、税額控除を活用するために**学校法人に必要な手続きは各々以下のとおりです。**

所得控除を活用するために必要な学校法人の手続き



税額控除を活用するために必要な学校法人の手続き



税額控除の要件（PST要件）の緩和について

○ 税額控除は寄附者にとって所得控除よりも有利に働く場合も多い制度ですが、寄附を受ける学校法人が寄附実績に係る一定の要件を満たすことが必要で、従来、寄附実績の少ない小規模な学校法人をはじめとして、活用が困難な状況にありました。

平成26年度までのPST要件（※PST要件：パブリック・サポート・テスト要件）

- ①寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上
または
- ②3,000円以上の寄附金を支出した者（判定基準寄附者数）が年平均100人以上

平成27年度税制改正

実績判定期間内に、定員等の総数が5,000未満の事業年度がある法人は、定員等に応じて要件が緩和。
結果として・・・

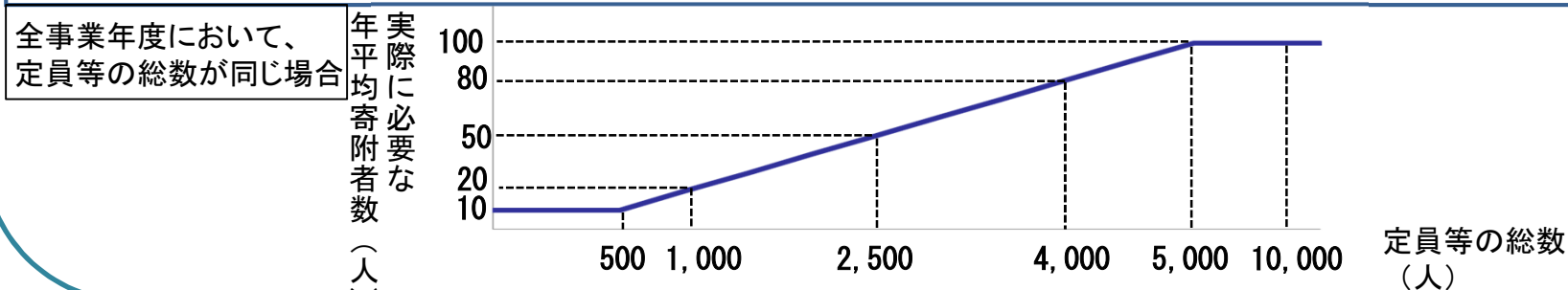
寄附募集に取り組む規模の小さな学校法人が税額控除の対象になりやすくなりました。

緩和後のPST要件

- ①寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上 または
- ②3,000円以上の寄附金を支出した者（判定基準寄附者数）が年平均100人以上。ただし、実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000未満の事業年度がある場合、当該事業年度の寄附者数は(ア)の通り計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

$$(ア) \text{判定基準寄附者} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 5000}{\text{定員等の総数} (\text{当該定員等の総数が} 500 \text{ 未満の場合は} 500)}$$

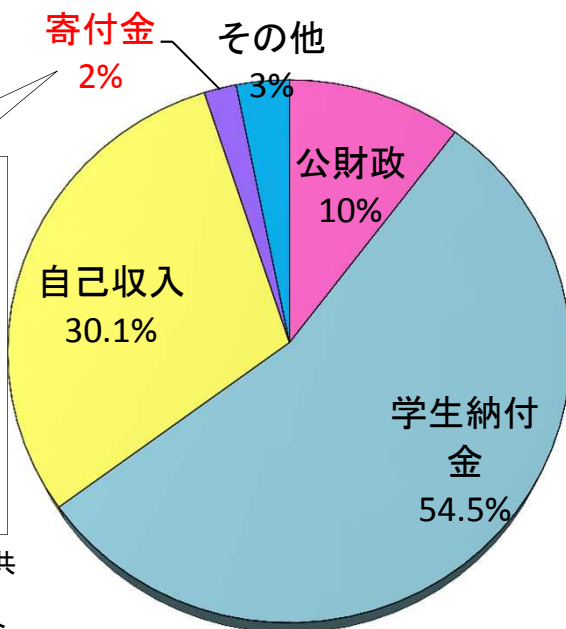
(イ)寄附金額が年平均30万円以上



日本の私立学校の寄附の状況について

日本とアメリカの私立大学の全収入に占める寄附金の割合を比較してみると、日本の私立大学はアメリカの私立大学の1/5程度となっており、伸びる余地は十分にあります。

日本の私立大学

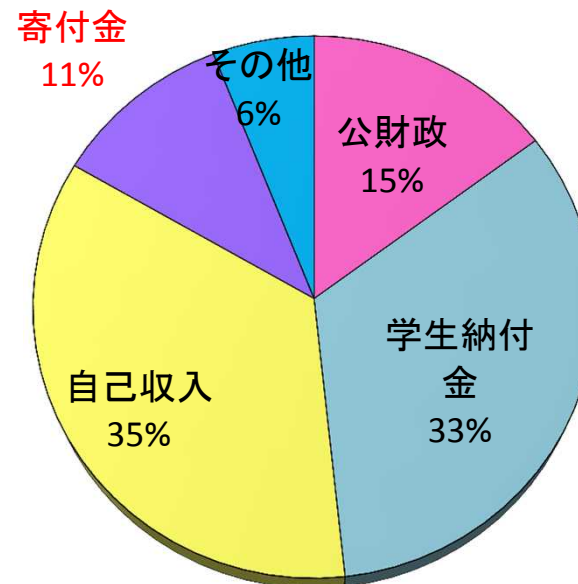


仮にアメリカと同程度の割合(約1割)まで拡充した場合・・・
私立大学全体で約5,000億円の収入増(※)

(※)日本私立学校振興・共済事業団「平成25年度今日の私学財政」より寄附金総収入(約1,300億円)が5倍になると仮定した場合の推計。

(出典)日本私立学校振興・共済事業団「平成24年度今日の私学財政」を元に作成。

アメリカの私立大学



(出典)連邦教育省の統計(U.S.Department of Education, Digest of Education Statistics 2011, Tab.366, 370)を元に作成。

■ 寄附に関する諸外国との比較(寄付白書2012、2013)

	個人寄附	法人寄附
日本(2011年)	5182億円	7168億円
米国(2012年)	25兆1790億円	2兆20億円
英国(2011年)	1兆6461億円	1097億円
独国(2005年)	6160億円	NA

特に、我が国の個人寄附は諸外国と比して少なく、まだまだ伸びる余地が大きい。